

第92回定時株主総会招集ご通知への 記載を省略した事項

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

第92期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

アルプスアルパイン株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 内部統制システムについての基本的な考え方とその整備状況

当社は、創業の精神（社訓）をグループ経営の原点と位置づけ、企業理念、経営姿勢、グループ行動規範及びグループ経営規定を制定し、当社のグループ経営、コンプライアンス及び環境保全についての基本理念と行動指針を定めて当社及び子会社に展開します。これを踏まえて、当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関して、取締役会において決議した基本方針及び当該体制の運用実績の概要は、次のとおりです。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令及び定款適合性を確保するための体制

- (1)当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的な内容を明確にした社内規定を定めます。
- (2)当社は、利害関係のない独立した社外取締役（以下「独立社外取締役」といいます。）の候補者を選定します。そして、独立社外取締役が出席する取締役会において経営の方針や重要事項を審議・決定し、また各取締役の職務執行状況の監督を行うため、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的な内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選任基準を設定します。
- (3)当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。
- (4)当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。
- (5)当社は、子会社の取締役及び従業員の職務の執行の法令及び定款適合性を確保するために、子会社の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、子会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。

【運用状況の概要】

- ・当社は、グループ行動規範を定めるとともに、それらの具体的な内容を明確にした各種の社内規定を定め、役員及び従業員に対し、コンプライアンス教育等の社内教育によりその浸透を図っています。また、子会社等のグループ会社に対して、コンプライアンスの推進や内部統制構築等に関する助言や支援を行っています。
- ・当社は、取締役会の諮問機関として、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しています。各諮問委員会の構成員は、独立社外取締役が過半数を占め、委員長は独立社外取締役が務めています。指名諮問委員会は、取締役会の諮問を受け、取締役及び執行役員の候補者を選定し、取締役会に答申しています。また、取締役会の決議により、監査等

委員を除く取締役の報酬配分の具体的金額等を報酬諮問委員会にて決定しています。

- ・2024年度は、取締役会規則・細則にて定める付議基準に基づき、経営方針及び個別重要事項を審議・決定するとともに、各取締役・執行役員から業務執行の報告を受けました。また、取締役会決議の適法性を担保するため、事前確認規定に基づき、管理担当執行役員及びコンプライアンス担当部門による上程議案の事前確認も行っています。

2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理、並びに当社子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1)当社は、文書管理の基本事項を社内規定に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存管理します。
- (2)当社は、当社子会社の取締役等の職務執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社は、取締役会規則・細則並びに執行役員会規則・細則に基づき、議事録の作成・保管を行うとともに、文書管理規定、情報管理規定等に基づき、情報の管理を行っています。また、情報セキュリティ基本方針を定め、従業員等への教育に注力し、適切な情報管理の徹底に努めています。
- ・子会社より、経営管理規定に基づき、グループ経営上の重要事項について、報告を受けています。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。
- (2)当社は、当社子会社に関する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また、当社子会社に対して当社のリスク管理に関する規定に準拠して各社で体制を整備させるとともに、その状況に応じて必要となる支援を行います。

【運用状況の概要】

- ・当社は、リスク管理基本方針の下、リスク管理規定等を定め、経営に甚大な影響を及ぼすリスクに関する管理・報告体制の整備・運用をしています。また、拠点及び拠点所在地域において、事業活動の停止及びその可能性がある事象が発生した際は、全社危機対策本部を設置し、対応方針、施策、計画の検討と決定を行います。
- ・当社子会社においては、各社の規模や業態に応じたリスク管理体制を整備し、経営管理規定に基づき、当社に対しリスクに関する協議・報告を行っています。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、取締役会の重要な業務執行の一部を取締役に委任し、また、取締役から権限を委譲された執行役員が、業務執行を効率的かつ迅速に行います。職務の執行状況については、取締役及び執行役員が取締役会に定期的に報告を行うことにより、経営が効率的に行われる体制を構築します。
- (2)当社は、取締役会において中期経営計画、短期経営計画を審議・決定し、各取締役は、その計画に定める目標達成のため行動するとともに、進捗状況を取締役会において報告します。
- (3)当社は、グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、子会社の運営管理上の区分を定め、これらを踏まえた効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、当社子会社である各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社は、執行役員制を導入しており、日常の業務執行は執行役員が行うことで、効率的かつ迅速な意思決定を図っています。また、執行役員会では経営方針・計画の審議、重要な業務執行の決定をしているほか、経営方針・予算の進捗状況等の報告を受け、評価し改善につなげています。
- ・社外取締役等連絡会を四半期ごとに開催しており、独立社外取締役間の情報共有を図るとともに、各々の専門性を越えた意見交換の場として活用しています。
- ・当社では、3年ごとに中期経営計画を、毎年短期経営計画を取締役会にて決定し、取締役及び執行役員は、担当分野における計画の進捗状況を取締役会及び執行役員会にて毎月報告しています。また、これらの計画の進捗状況は、四半期ごとに開催される国内外拠点の経営幹部で構成される経営会議においても共有しています。

5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制

- (1)当社は、グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。
- (2)当社は、グループ内における取引の価格について、適正な基準を設定します。
- (3)当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度（倫理ホットライン）（以下「倫理ホットライン」といいます。）を整備し、通報窓口を定期的に周知します。
- (4)当社の内部監査部門は、当社及び当社子会社の経営・事業に係る活動全般について監査を行い、内部監査の結果を取締役会並びに監査等委員会及び会計監査人に報告しま

す。

(5)当社の監査等委員会は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

【運用状況の概要】

- ・当社は、グループ内における取引について、グループ会社取引価格基準に基づき、適正な取引を行っています。
- ・当社は、内部通報制度として倫理ホットラインを設置し、社報や社内ポータルサイト等を活用し通報窓口等について社内へ周知をしています。当社は、倫理ホットラインの運用状況について定期的に取締役会に報告し、社内ポータルサイトにて当該年度の累計受付件数を掲載し、適切な運用の状況を報告しています。
- ・内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社及び子会社に対し、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの重点項目の整備状況と運用状況等について内部監査を実施し、内部監査の結果は取締役会と監査等委員会に報告しています。
- ・当社の監査等委員は、定期的に国内の子会社の往査及び社長や監査役等と面談を行っています。また、海外子会社の社長等とは日本出張時及び往査時に面談を実施し、現地の状況や事業計画の遂行状況や課題の把握等、それに対する助言や提案を行い、その結果を取締役会で報告し、内部統制上の課題等を認識した場合には、必要な改善要請を行って、是正に向けた全社的な取り組みに繋げています。更に常勤監査等委員は、業務執行部門の幹部及び内部監査部門と定期的に情報共有を行っています。

6. 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、専任のスタッフ（以下「監査等委員会補助スタッフ」といいます。）を配置します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、監査等委員会規則に基づき、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、相応の知識、能力、職務経験等を有する監査等委員会補助スタッフを適宜配置しています。

7. 当社の監査等委員会補助スタッフの取締役からの独立性及び当該補助スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査等委員会補助スタッフは、他の職務を兼任せず、専ら当社監査等委員会の指揮命令に従うものとします。
- (2)当社は、監査等委員会の同意等の下において監査等委員会補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、監査等委員会監査等基準に基づき、監査等委員会補助スタッフは執行部門からの独立性を確保し、人事異動・考課は監査等委員会の同意等の下において実施しています。

8. 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

- (1)当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役が監査等委員会へ報告を行います。
- (2)当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口等への通報を通じて、直接又は間接的に監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、取締役会議案についてコーポレート部門取締役が事前に監査等委員会に説明し意見を求める場を定期的に設定しています。かつ当社及び当社子会社の取締役が会社経営に著しい影響を及ぼす重要事項や内部不正行為を把握、認識した場合には、適時、直接又は間接的に監査等委員会に報告ができる環境を整備しています。
- ・当社及び当社子会社の従業員が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、インシデント報告として担当役員に報告する体制を整備・運用しているほか、監査等委員も窓口に含む倫理ホットラインに通報できる内部通報の体制を整備・運用しています。

9. 当社子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- (1)当社は、当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役等が直接、又は当社の担当取締役等を通して当社の監査等委員会に報告する体制を整備します。
- (2)当社は、当社子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口等への通報を通じて直接又は間接的に当社の監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

- ・国内の当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役・従業員等が直接又は間接的に当社の監査等委員会に報告できる体制として、インシデント報告マニュアル、倫理ホットライン制度等を整備・運用・周知しています。
- ・主要な当社子会社には内部通報制度を設置し、その従業員が利用できるように指導しているほか、その運用状況を定期的に当社の倫理ホットライン事務局がモニタリングし、その結果を当社の管理担当執行役員及び監査等委員会に報告しています。

10. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が監査等委員会に対して報告・通報したことを理由とした不利益な取扱いを社内規定等によって禁止します。

【運用状況の概要】

- ・当社は、社内規定により、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が内部通報窓口等に対して報告・通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止しています。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1)監査等委員は、経営計画会議等の重要な社内会議に出席するなど、取締役、執行役員や幹部従業員と定期及び隨時に会合を行うこととします。
- (2)監査等委員会は、監査の実施上必要な場合には、内部監査部門の監査に加え、監査等委員会の決議により外部の専門家を使用することとします。
- (3)監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図るために、定期及び隨時に会合を行うこととします。

【運用状況の概要】

- ・監査等委員は、取締役会や経営計画会議等の重要な会議に出席するほか、取締役、執行役員やコーポレート部門の部門長等の幹部従業員と定期及び隨時に会合を行っています。

- ・監査等委員会の決議により外部の専門家を使用できることを監査等委員会監査等基準に明記し、監査等委員の監査に関する費用は、監査計画に基づく予算を確保するとともに、監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続等に関する方針を定め、適切に運用しています。
- ・監査等委員会は、会計監査人、経理部門と監査等結果報告会等を開催し、隨時打合せを行っています。また、内部監査部門とは毎月の会合やグループ監査等委員会連絡会等を定期及び隨時に開催し、情報や課題を共有し、ディスカッションを行っています。

② 財務報告の適正を確保するための体制

当社は、内部統制の整備・運用状況を業務の自己点検や独立部門による評価を通じて確認したうえで、財務報告の信頼性に関わる内部統制の有効性について内部統制報告書に開示します。

③ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更にそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。

反社会的勢力及び団体に対する対応を統括する組織を人事・総務部門内に設置し、社内関係部門及び警察など外部専門組織機関との協力体制を整備しています。また、不当要求に対応するため、対応部門に対する社内研修を実施するなどの教育を併せて行っています。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本 合 計				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	38,730	124,138	184,350	△28,365	318,853
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△8,225		△8,225
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			37,837		37,837
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
自 己 株 式 の 処 分		△15		113	98
連 結 子 会 社 株 式 の 追 加 取 得 に よ る 持 分 の 増 減		△251			△251
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			△20		△20
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△266	29,591	110	29,435
当 期 末 残 高	38,730	123,872	213,942	△28,254	348,289

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	そ の 他 有 値 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	24,393	△496	54,599	△6,242	72,254	67	1,648	392,824
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△8,225
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益								37,837
自 己 株 式 の 取 得								△2
自 己 株 式 の 処 分								98
連 結 子 会 社 株 式 の 追 加 取 得 に よ る 持 分 の 増 減								△251
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩								△20
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△1,239	20	△5,900	569	△6,549	△61	△133	△6,745
当 期 変 動 額 合 計	△1,239	20	△5,900	569	△6,549	△61	△133	22,690
当 期 末 残 高	23,154	△476	48,699	△5,672	65,704	5	1,515	415,515

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

<連結注記表>

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 53社

主要な子会社については「事業報告」の「1. 企業集団の現況 (8) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

ALPINE ELECTRONICS OF U.K., LTD.は会社清算したため、連結の範囲から除外しています。

(2) 非連結子会社について

非連結子会社はALPINE DO BRASIL LTDA.をはじめとする2社です。いずれも総資産額、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）の観点からみて小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 31社

(持分法適用会社)

LDEC(株)及びその子会社(株)アルプス物流他26社

(株)アサヒ

NEUSOFT REACH AUTOMOTIVE TECHNOLOGY (SHANGHAI) CO., LTD.

Lumax Alps Alpine India Private Limited.

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

なお、当連結会計年度において、持分法適用会社である(株)アルプス物流の株式の全てを売却していますが、先んじて(株)アルプス物流の議決権を100%保有することとなったLDEC(株)の株式（議決権比率20%）を取得しているため、LDEC(株)を通じて、(株)アルプス物流他26社を持分法適用の範囲に含めています。また、(株)デバイス&システム・プラットフォーム開発センターは会社清算したため、持分法の適用から除外しています。

(2) 持分法非適用子会社及び関連会社について

持分法を適用していない非連結子会社はALPINE DO BRASIL LTDA.をはじめとする2社、関連会社は5社であり、いずれも当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）の観点からみて小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社37社の決算日は連結決算日に一致しています。

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社は以下の16社です。

(1)	ALPS DE MEXICO S.DE R.L. DE C.V.	※
(2)	ALPS ALPINE (CHINA) CO., LTD.	※
(3)	ALPS (SHANGHAI) INTERNATIONAL TRADING CO., LTD.	※
(4)	ALPS COMMUNICATION DEVICES TECHNOLOGY (SHANGHAI) CO., LTD.	※
(5)	DALIAN ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	※
(6)	NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	※
(7)	WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	※
(8)	TIANJIN ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	※
(9)	DANDONG ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	※
(10)	DONGGUAN ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	※
(11)	ALCOM ELECTRONICOS DE MEXICO, S.A. DE C.V.	※
(12)	ALPINE SALES OF MEXICO, S.A. DE C.V.	※
(13)	ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.	※
(14)	DALIAN ALPINE ELECTRONICS CO., LTD.	※
(15)	TAICANG ALPINE ELECTRONICS CO., LTD.	※
(16)	ALPS SYSTEM INTEGRATION (DALIAN) CO., LTD.	※

※ 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

②デリバティブ

時価法を採用しています。

③棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主に定額法を採用しています。一部の国内連結子会社は定率法を採用していますが、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 2～80年

機械装置及び運搬具 1～17年

工具器具備品及び金型 1～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（2～10年）に基づく定額法を採用しています。市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上する方法を採用しています。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、一部の在外連結子会社については、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しています。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定

の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しています。

③役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しています。

④製品保証引当金

販売した製品に係るクレーム費用の発生又はアフターサービスの支払いに備えるため、当該費用の発生額を個別に見積れるものは個別に見積り、個別に見積れないものは、売上高に対する過去の実績率に基づき見積計上しています。

⑤役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しています。

⑥環境対策費用引当金

土壤汚染対策や有害物質の処理などの環境対策に係る費用に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しています。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

①主要な事業における収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関して、主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は「収益認識に関する注記 2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりです。

②ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

(5) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によるヘッジ会計を行っています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

先物為替予約 外貨建債権債務等

③ヘッジ方針

先物為替予約取引は、外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で実施しており、取引額は現有する外貨建債権債務及び売上・仕入予定額の範囲に限定しています。

④ヘッジ有効性評価の方法

先物為替予約取引については、為替の変動の累計を比率分析する方法によっています。

⑤その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの
特記すべき事項はありません。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度の年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しています。

当社及び一部の連結子会社は、退職給付債務の算定に際し、退職給付見込額を当連結会計年度の年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準に基づいています。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に1年）による按分額を費用処理しています。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数（主に11～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年間で均等償却しています。

会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）を当連結会計年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しています。当該会計方針の変更は、遡及適用されていますが、当連結会計年度の期首の純資産額に与える影響はありません。

未適用の会計基準等

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借り手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な

会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定期

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中です。

表示方法の変更

(連結損益計算書)

投資有価証券評価損

前連結会計年度において区分掲記していました特別損失の「投資有価証券評価損」は、重要性が乏しいため、当連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めて表示しています。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

モジュール・システム事業の車載モジュール

減損損失 -百万円、固定資産 5,766百万円

モジュール・システム事業の情報通信機器

減損損失 -百万円、固定資産 21,601百万円

なお、当連結会計年度において減損損失を計上していませんが、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しています。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当連結会計年度において、モジュール・システム事業の車載モジュールにおいて、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなったため、減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローがその帳簿価額を上回っていることから減損損失は認識していません。割引前将来キャッシュ・フローは、これらの事業における事業計画を基礎とし、主要な資産である機械装置の経済的残存使用年数（モジュール・システム事業の車載モジュール 約5.3年）にわたり算定しています。

モジュール・システム事業の情報通信機器については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスではないこと、資産グループの使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化を識別していないこと、事業計画、経営環境の変化等を考慮して減損の兆候の有無を検討した結果、減損の兆候はないと判断しています。

これらの事業における事業計画は、主に顧客・製品別にまとめた受注予測、予測されている限界利益率及び固定費を前提として策定しています。また、中国市場における当社主要顧客である日本・北米・欧州自動車メーカーの低迷に伴う製品販売数量への影響、部材高騰の長期化やインフレの継続といった事業環境下における目標とする原価改善の達成状況、米国の関税政策による影響についても考慮しています。

②主要な仮定

当連結会計年度の減損判定における割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、受注予測及び限界利益率です。

受注予測は、顧客との交渉状況や製品開発状況を基礎として作成しており、加えて外部の調査会社が発行している最新の自動車販売台数予測を活用しています。また、限界利益率は、過去の実績推移を考慮した数値を設定しています。

なお、車載モジュール及び情報通信機器の受注予測については、モデルごとの受注金額が大きいことから、モデルごとの受注獲得の成否及び受注獲得時の計画販売数量からの変動が将来キャッシュ・フローに大きな影響を与えます。特に長期にわたる受注予測については、不確実性を伴うことから、過去の受注予測に対する受注実績の達成状況も勘案して作成しています。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

モジュール・システム事業の車載モジュール及び情報通信機器について、主要な仮定である受注予測が想定よりも減少した場合や、限界利益率が想定よりも減少した場合には、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社において、繰延税金資産（純額）△1,212百万円を計上しています。なお、繰延税金負債と相殺前の金額は61百万円です。

（上記を含み連結計算書類では繰延税金資産を15,234百万円計上しています。）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく翌期の課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。課税所得の見積りは、事業計画及びグループ会社間の取引価格を基礎としています。事業計画は、主に主要顧客への販売数量及び販売価格、予測されている営業利益率、売上規模に応じた固定費の見積り及び想定為替レートを前提に策定しています。また、中国市場における当社主要顧客である日本・北米・欧州自動車メーカーの低迷に伴う製品販売数量への影響、部材高騰の長期化やインフレの継続といった事業環境下における、目標とする原価改善の達成状況、米国の関税政策による影響についても考慮しています。グループ会社間の取引価格は、各国の移転価格税制を考慮し、連結子会社ごとに設定しています。

②主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、各事業の売上予測、営業利益率及びグループ会社間の取引価格です。売上予測は主要顧客からの発注予測データや交渉状況を基礎に予測しています。営業利益率は、過去の実績推移及び現在の事業環境を踏まえ、想定される販売規模に応じたコストを見積ることで決定しています。また、当社の課税所得の見積りの基礎となるグループ会社間の取引価格は、各国の移転価格税制を考慮し、連結グループの経営成績や過去の実績に基づき予測しています。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である各事業の売上予測が想定よりも減少又は増加した場合や、過去の実績推移及び現在の事業環境を踏まえて見積もった営業利益率が想定よりも減少又は増加した場合には、繰延税金資産が減少又は増加する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っています。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額を純資産の部の「土地再評価差額金」として計上しています。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号に定める固定資産税評価額に基づき算出しています。

・再評価を行った年月

2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価

△754百万円

と再評価後の帳簿価額との差額

2. 貸出コミットメントライン（借入側）

当社及び連結子会社の一部は、流動性を確保し、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関4社と貸出コミットメント契約を締結しています。

当連結会計年度の年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりです。

貸出コミットメントの総額	40,000百万円
借入実行残高	— //
差引額	40,000 //

3. 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

「受取手形及び売掛金」のうち、顧客との契約から生じた債権の残高、及び流動負債「その他」のうち、契約負債の残高は、「収益認識に関する注記 3.当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等」に記載のとおりです。

連結損益計算書に関する注記

1. 関係会社株式売却益

当社は、2024年5月9日付の取締役会決議に基づき、ロジスティード株式会社（以下「ロジスティード」）及びロジスティードが発行済株式の全てを所有するLDEC(株)（以下「公開買付者」）との間で、当社の持分法適用関連会社である(株)アルプラス物流の普通株式（以下「アルプラス物流株式」）の売却等に関する取引基本契約（以下、取引基本契約に定めた一連の取引を「本取引」という）を締結し、2025年1月30日付で本取引が完了しました。

本取引の概要は以下のとおりです。

- ① 公開買付者がアルプラス物流株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」）を実施すること、当社及び当社の完全子会社であるアルパイン株式会社が所有するアルプラス物流株式の全てについて本公開買付けに応募しないこと
- ② 本公開買付けの成立後に、アルパイン株式会社が所有するアルプラス物流株式の全てを吸収分割の方法により当社に承継させた上で、(株)アルプラス物流がその株主を当社及び公開買付者のみとするための株式併合を実施すること
- ③ 株式併合の効力発生を条件として、(株)アルプラス物流が実施する自己株式取得に応じて当社が所有するアルプラス物流株式の全てを70,721百万円で売却すること（以下「本自己株式取得」）
- ④ 本自己株式取得に先んじて当社が公開買付者に対して本自己株式取得に係る代金支払請求権の一部の現物出資を行い、公開買付者の株式（議決権比率20%）を30,702百万円で取得すること

公開買付者は2024年8月22日に本公開買付けを開始し、本公開買付けは2024年10月4日に成立しました。2025年1月30日に当社は(株)アルプラス物流が実施する自己株式取得に応じてアルプラス物流株式を売却しました。

取引の結果、公開買付者を通じて、引き続き、(株)アルプラス物流他26社を持分法適用の範囲に含めています。これに伴い発生した関係会社株式売却益27,074百万円を特別利益に計上しています。

2. 事業譲渡益

当連結会計年度において、当社はパワーインダクター事業をDELTA ELECTRONICS INC. グループ（本社：台湾 台北市、会長兼CEO：鄭平）に譲渡しました。これに伴い発生した事業譲渡益6,424百万円を特別利益に計上しています。

本件詳細については、「連結注記表 その他の注記（企業結合等関係）」をご参照ください。

3. 減損損失

当社グループは、事業用資産について管理会計上の区分を基準として、資産グルーピング単位を決定しています。処分予定資産及び遊休資産については、物件ごとに収支管理が可能であるため、個々に独立した単位としています。

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
福島県	事業用資産(通信デバイス)	機械装置及び運搬具等	1,253
中国 遼寧省大連市	事業用資産(通信デバイス)	機械装置及び運搬具等	123
アイルランド コーク	事業用資産(通信デバイス)	機械装置及び運搬具等	25
韓国 光州廣域市	事業用資産(通信デバイス)	機械装置及び運搬具等	17
アメリカ サンタクララ	事業用資産(通信デバイス)	建設仮勘定等	16
中国 遼寧省大連市	事業用資産(ステアリングモジュール)	機械装置及び運搬具等	553
チェコ ボスコヴィツェ	事業用資産(ステアリングモジュール)	機械装置及び運搬具等	49
宮城県	事業用資産(ステアリングモジュール)	工具器具備品及び金型等	23
福島県	事業用資産(静電容量式タッチパネル)	建設仮勘定等	92
福島県他	処分予定資産	土地等	2,365
中国 江蘇省太倉市他	処分予定資産	機械装置及び運搬具等	20
合計			4,541

主にセンサー・コミュニケーション事業に含まれる通信デバイスに係る事業用固定資産について、将来キャッシュ・フローの現在価値が当社グループの保有する事業用固定資産の帳簿価額を下回ったため、事業用固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（1,436百万円）を減損損失として特別損失に計上しています。また、他の事業用資産についても、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（719百万円）を減損損失として特別損失に計上しています。これらの事業用資産の減少額の内訳は、機械装置及び運搬具1,310百万円、工具器具備品及び金型354百万円、建設仮勘定246百万円、無形固定資産222百万円、その他21百万円です。

なお、事業用資産の回収可能価額は、使用価値を使用しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零と測定しています。

処分予定資産については、今後の使用見込みがないものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（2,386百万円）を減損損失として特別損失に計上しています。その内訳は、土地1,588百万円、建物及び構築物496百万円、建設仮勘定195百万円、機械装置及び運搬具98百万円、その他6百万円です。

処分予定資産の回収可能価額は、売却予定のものは正味売却価額とし、それ以外は零として算定しています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 期末株式数 (千株)
発行済株式 普通株式	219,281	—	—	219,281
自己株式 普通株式(注)	13,698	1	71	13,628

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取り1千株によるものです。

また、株式数の減少71千株は、譲渡制限付株式報酬としての処分45千株、ストック・オプションの権利行使25千株等によるものです。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,055	10.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	6,169	30.00	2024年 9月30日	2024年 11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,169	30.00	2025年 3月31日	2025年 6月26日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,816 株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、各事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しています。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入によって調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外で事業を行うに当たり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、先物為替予約、通貨オプションを利用してヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内に支払期日が到来するものです。

借入金は、設備投資資金、運転資金、研究開発資金の確保等を目的としています。借入金の金利変動リスクについては、隨時、市場金利の動向をモニタリングする等により対応しています。また、資金調達に係る流動性リスクについては、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに手元流動性を確保することにより適切に管理しています。

デリバティブ取引は外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨オプション取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、顧客与信管理規定に従い、販売部門長が取引先に対する受注及び債権の与信額残高を管理するとともに、与信管理部門が主要な取引先の財務状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っています。

デリバティブ取引については、取引先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替変動リスクに対して、原則として先物為替予約、通貨オプションを利用してヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行企業の財務状況を把握し、市況や発行企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引方針・取引権限等を定めた管理規定に従い、担当部門が決裁者の承認を得て行っています。取引実績は取締役会に報告しています。

連結子会社についても、当社と同様の管理を行っています。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、事業計画に基づき、財務部門で適時に資金計画表を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいます。異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
投資有価証券(※2)	48,097	48,097	—
資産計	48,097	48,097	—
長期借入金	56,499	56,134	△364
負債計	56,499	56,134	△364
デリバティブ取引(※3)	(24)	(24)	—

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

	当連結会計年度(百万円)
非上場株式、非連結子会社株式及び関係会社株式	11,935

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で示しており、会計で正味の債務となる項目については()で示しています。

(注)

(1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	147,941	—	—	—
受取手形及び売掛金	166,841	—	—	—
合計	314,783	—	—	—

(2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	21,100	—	—	—	—	—
長期借入金	23,188	14,946	2,247	29,130	374	9,800
リース債務	108	110	69	13	0	—
合計	44,397	15,056	2,317	29,144	374	9,800

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	48,097	—	—	48,097
資産計	48,097	—	—	48,097
デリバティブ取引				
通貨関連	—	24	—	24
負債計	—	24	—	24

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	計
長期借入金	—	56,134	—	56,134
負債計	—	56,134	—	56,134

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

デリバティブ取引

為替予約及び通貨オプションの時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの製品区分に分解した場合の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	コンポーネント事業	センサー・コミュニケーション事業	モジュール・システム事業	その他 (注) 1	合計
売上高					
外部顧客への売上高 (注) 2	348,013	84,199	537,202	20,992	990,407

(注) 1. 「その他」の区分は、システムの開発、オフィスサービス、金融・リース事業等を含んでいます。

2. 「外部顧客への売上高」は顧客との契約から生じる収益及びその他の収益が含まれています。
その他の収益は主に金融・リース事業に係るものであり、その金額に重要性はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約について、当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しています。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループの主要な事業における収益を理解するための基礎となる情報は、以下のとおりです。

(1) コンポーネント事業及びセンサー・コミュニケーション事業

コンポーネント事業は、スイッチ類、アクチュエーター、ハプティック等の電子部品の製造及び販売を行っています。センサー・コミュニケーション事業は、センサー、通信デバイス等の電子部品の製造及び販売を行っています。これらの製品の販売については、製品の引渡し時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断されることから、主として製品を引き渡した時点としています。

当社グループは、販売した製品に欠陥が見つかった際は、当社グループの責任である部分について修理や取替等を行っています。当該保証は顧客との契約に定められた仕様に従っているという保証を顧客に提供するものであり、別個のサービスを提供するものではないことから、独立した履行義務とは識別していません。また、返品、返金及びその他の類似の義務について、金額的に重要なものはありません。

取引の対価は履行義務の充足後、主として3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。

取引価格は、顧客との契約に基づき、顧客と約束した対価を基礎として算定されています。顧客と約束した対価に変動対価が含まれる場合、その不確実性が解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲で取引価格に含めています。価格交渉を毎年定期的に行っている一部の顧客との取引で、通常の価格改定時期を過ぎても交渉が妥結しないケースや、新製品の販売時点で価格の交渉が決着せず、仮単価で収益を認識しているケースに関しては、交渉妥結後に通常の改定時期又は販売時点以降の対価が遡及修正されることがあります。こうした取引のうち、期末時点でも交渉が妥結していないものに関して、期末時点での交渉状況に基づく最頻値法による変動対価の見積りを行った上で収益の金額を修正しています。なお、上記以外に重要な変動対価はありません。

コンポーネント事業及びセンサー・コミュニケーション事業における製品の販売は单一の履行義務のため、他の履行義務への取引価格の配分は行っていません。

(2) モジュール・システム事業

①モジュール・システム製品の製造及び販売

モジュール・システム事業は、車載モジュール、情報通信機器（インフォテインメント、ディスプレイ）、サウンド等の製品の製造及び販売を行っています。これらの製品の販売については、製品の引渡し時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断されることから、主として製品を引き渡した時点としています。

当社グループは、販売した製品に欠陥が見つかった際は、当社グループの責任である部分について修理や取替等を行っています。当該保証は、「②付随サービスの提供」に記載した追加的な製品保証サービスを除き、顧客との契約に定められた仕様に従っているという保証を顧客に提供するものであり、別個のサービスを提供するものではないことから、独立した履行義務とは識別していません。返品、返金その他の類似の義務について、金額的に重要なものはありません。

取引の対価は履行義務の充足後、主として3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。

取引価格は、顧客との契約に基づき、顧客と約束した対価を基礎として算定されています。なお、顧客と約束した対価に変動対価が含まれる場合、その不確実性が解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲で取引価格に含めています。価格交渉を毎年定期的に行っている顧客との取引で、通常の価格改定時期を過ぎても交渉が妥結しないケースや、新製品の販売時点で価格の交渉が決着せず、仮単価で収益を認識しているケースに関しては、交渉妥結後に通常の改定時期又は販売時点以降の対価が遡及修正されることがあります。こうした取引のうち、期末時点でも交渉が妥結していないものに関して、期末時点での交渉状況に基づく最頻値法による変動対価の見積りを行った上で収益の金額を修正しています。なお、上記以外に重要な変動対価はありません。

モジュール・システム事業における製品の販売は、「②付随サービスの提供」に記載したものを取り除き、单一の履行義務のため、他の履行義務への取引価格の配分は行っていません。

②付随サービスの提供

モジュール・システム事業における製品販売取引のうち、一部“アルパイン”ブランドの市販ビジネスでは、製品の販売に付随して、カーナビゲーションシステムの地図無償アップデートサービスや追加的な保証サービス（以下、「付随サービス」と呼ぶ）を提供しています。当該付随サービスは製品販売とは別個の履行義務として識別しており、付随サービスの提供期間にわたり顧客が便益を享受することから、その提供期間にわたり履行義務が充足されるにつれて収益を認識しています。また、顧客から対価を受領した際に契約負債を計上し、付随サービスの提供期間にわたって収益が認識されるにつれて当該契約負債を取り崩しています。

付随サービスに関しては、将来の役務に対する対価を製品の販売時に事前に受け取っているものの、履行義務の現金販売価格と実際に受領する対価に重要な差異がないと考えられることから、重要な金融要素は存在しません。

取引価格は、顧客との契約に基づき、顧客と約束した対価を基礎としており、重要な変動対価はありません。

製品販売及び付随サービスの取引価格は、独立販売価格の比率に基づいて各履行義務に配分しています。付随サービスの独立販売価格は予想発生費用を元に見積もっており、これと製品の独立販売価格の比率を用いて、それぞれの履行義務に係る取引価格を算出し、取引価格を各履行義務に配分しています。

(3) その他事業

その他事業においては、主にシステムソリューションの提供や、オフィスサービス等を行っています。

システムソリューションの提供やオフィスサービス等については、サービスの提供期間にわたり顧客が便益を享受することから、一定期間にわたり充足される履行義務とみなし、サービスの提供期間にわたって収益を認識しています。なお、サービスの提供前に顧客から対価を受領した際は契約負債を計上し、サービスの提供期間にわたって収益が認識されるにつれて当該契約負債を取り崩しています。

サービスに対する保証、返品、返金及びその他の類似の義務については、金額的に重要なものはありません。

取引の対価は履行義務の充足後、主として2ヶ月以内に受領していますが、サービスの提供前に一括して対価の受領がされるケースがあります。この場合、履行義務の現金販売価格と実際に受領する対価に重要な差異が存在しないため、重要な金融要素はありません。

取引価格は、顧客との契約に基づき、顧客と約束した対価を基礎としており、重要な変動対価はありません。

その他事業における履行義務は単一の履行義務のため、他の履行義務への取引価格の配分は行っていません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度（期首）	当連結会計年度（期末）
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	5,640	4,493
売掛金	152,943	162,348
契約負債		
その他流動負債	4,322	3,482

顧客との契約から生じた債権以外の受取手形及び売掛金は主に金融・リース事業に係るものであり、その金額に重要性がないため、顧客との契約から生じた債権に含めて開示を行っています。

契約負債は、主にモジュール・システム事業における付随サービス、及びその他事業におけるシステムソリューションの提供により生じています。これらの詳細については、「2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」を参照ください。

なお、当社グループでは契約資産を生じさせる取引はありません。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は、2,238百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足の残存履行義務に配分した取引価格の総額及び、収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	2,124
1年超2年以内	734
2年超3年以内	402
3年超	221
合 計	3,482

1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額	2,013円07銭
2. 1 株当たり当期純利益	184円00銭
3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	184円00銭

(注) 1. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

純資産の部の合計額（百万円）	415,515
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	1,521
（うち新株予約権（百万円））	(5)
（うち非支配株主持分（百万円））	(1,515)
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	413,994
1 株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	205,652

(注) 2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

1 株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	37,837
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	37,837
普通株式の期中平均株式数（千株）	205,635
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（百万円）	—
普通株式増加数（千株）	8
（うち新株予約権（千株））	(8)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2025年4月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項、及び会社法第178条の規定に基づき自己株式消却に係る事項について決議しました。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

株主還元策の一環として1株あたりの価値の向上、及び資本効率の向上を目的として自己株式の取得及び消却を行います。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	20,000,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合9.73%)
(3) 株式の取得価額の総額	200億円（上限）
(4) 取得期間	2025年5月1日～2026年3月31日（予定）
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

3. 消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類	当社普通株式
(2) 消却する株式の総数	上記2. により取得した自己株式の全株式数
(3) 消却予定日	2026年4月30日

(ご参考)

2025年3月31日時点の自己株式の保有状況
発行済株式総数（自己株式を除く） 205,652,636株
自己株式数 13,628,814株

その他の注記

(企業結合等関係)

(パワーインダクター事業の譲渡（承継）)

当社は、パワーインダクター事業を、DELTA ELECTRONICS INC.グループ（以下「デルタグループ」）。本社：台湾 台北市、会長兼CEO：鄭平）の日本法人であるデルタ電子株式会社に譲渡（承継）させる吸収分割契約を、2024年9月27日付で締結（以下「本契約」）して事業を承継（以下「本吸収分割」）し、2025年1月6日付で譲渡（承継）が完了しました。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

デルタ電子株式会社

(2) 分離した事業の内容

DDR (Double Data Rate) 、DIMM (Dual Inline Memory Module) 等の次世代半導体メモリー市場向け製品を含むパワーインダクター及び当該製品に使用される磁性材料の研究開発、製造、販売に関する事業

(3) 事業分離を行った主な理由

パワーインダクター事業は、当社固有の磁性技術をベースとし特定市場での地位を確保していますが、当該部品事業領域では多くの電子部品メーカーが存在する中、自社の保有する技術だけでは今後将来的にグローバル市場全体の成長を取り込むことは困難と考えました。加えて、当社の中長期的な方向性においては、他技術・製品とのシナジーが弱く、新たなパートナーの下で固有磁性技術の最大限の活用を図り成長機会を最大化させると判断しました。

そうした中、パートナーの選定にあたり、今後大きく拡大が期待されるデータセンター需要への事業取り組みにおいて、当社との事業取引が多く、かつ長期にわたって信頼関係を構築しており、電源関連製品において業界をリードするデルタグループこそがベストと判断しました。このことにより当事業及び磁性材料を最大活用、そしてスケールメリットを享受できる当社にとって最大の魅力となり、また、デルタグループも当磁性材料の固有性能に着目していたことから、本吸収分割が両社の最大価値化につながると判断しました。

(4) 事業分離日

2025年1月6日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする吸収分割

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業譲渡益 6,424百万円

受領価額10,205百万円のうち約15%は留保額として本契約に定めるエスクロー座へ保管され、条件を満たした場合には2027年3月期までに最大1,653百万円の特別利益が計上される見込みです。

(2) 移転した事業における資産の適正な帳簿価額及びその主な内訳

棚卸資産	300百万円
固定資産	1,653百万円
合計	1,954百万円

(3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2024年11月1日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2024年11月1日）に基づき処理をしています。

3. 移転した事業が含まれている報告セグメントの名称

センサー・コミュニケーション事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている移転した事業に係る損益の影響額

売上高 2,670百万円

営業損失 490百万円

5. 繼続的関与の概要

パワーインダクター事業関連製品の製造販売に関する業務受託をしています。

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本				本		自己株式	株主資本合計
	資本		剰余金	利益	剰余金			
	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	38,730	99,993	1,380	101,374	44,344	44,344	△28,423	156,025
当期変動額								
剰余金の配当					△8,225	△8,225		△8,225
当期純利益					43,460	43,460		43,460
自己株式の取得							△2	△2
自己株式の処分			△15	△15			147	132
土地再評価差額金の取崩					△80	△80		△80
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	△15	△15	35,154	35,154	145	35,285
当期末残高	38,730	99,993	1,365	101,359	79,499	79,499	△28,277	191,311

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	3,552	△1,239	2,312	67	158,406
当期変動額					
剰余金の配当					△8,225
当期純利益					43,460
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					132
土地再評価差額金の取崩					△80
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△927	80	△846	△61	△908
当期変動額合計	△927	80	△846	△61	34,376
当期末残高	2,625	△1,158	1,466	5	192,783

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

<個別注記表>

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しています。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品、仕掛品、原材料

総平均法による原価法を採用しています。

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しています。

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～50年

機械及び装置 1～9年

工具、器具及び備品 1～15年

金型 1～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～10年）に基づく定額法を採用しています。市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上する方法を採用しています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 長期前払費用
定額法を採用しています。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。

(4) 製品保証引当金

販売した製品に係るクレーム費用の発生に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積もって計上しています。

また、個別に見積り計上していない製品保証費用は、売上高に対する過去の実績率に基づき、当該費用の発生見込額を計上しています。

(5) 棚卸資産損失引当金

仕入先の所有する棚卸資産を当社が購入することに伴い発生する損失に備えるため、当社が負担することとなる損失の見積額を引当計上しています。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定に際し、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準に基づいています。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による按分額を費用処理しています。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数（主に13～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

なお、当事業年度末においては、一部の退職年金制度について、退職給付引当金が借方残高となったため、前払年金費用として計上しています。

(7) 環境対策費用引当金

土壤汚染対策や有害物質の処理などの環境対策に係る費用に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しています。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

継延ヘッジ処理によるヘッジ会計を行っています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
先物為替予約	外貨建債権債務等

(3) ヘッジ方針

先物為替予約取引は、外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で実施しており、取引額は現有する外貨建債権債務及び売上・仕入予定額の範囲に限定しています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

先物為替予約取引については、為替変動の累計を比率分析する方法によっています。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

9. 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、当社は、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しています。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社の主要な事業における収益を理解するための基礎となる情報は、以下のとおりです。

(1) コンポーネント事業及びセンサー・コミュニケーション事業

コンポーネント事業は、スイッチ類、アクチュエーター、ハプティック等の電子部品の製造及び販売を行っています。センサー・コミュニケーション事業は、センサー、通信デバイスの電子部品の製造及び販売を行っています。これらの製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しています。

(2) モジュール・システム事業

モジュール・システム事業は、車載モジュール、情報通信機器(インフォテインメント、ディスプレイ)、サウンド等の製品の製造及び販売を行っています。これらの製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しています。

会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）を当事業年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

モジュール・システム事業の車載モジュール
減損損失 1,590百万円、固定資産 - 百万円

モジュール・システム事業の情報通信機器
減損損失 2,078百万円、固定資産 1,921百万円

当事業年度において、モジュール・システム事業の車載モジュール及び情報通信機器の将来キャッシュ・フローの現在価値が当社の保有する事業用固定資産の帳簿価額を下回ることになったため、車載モジュールにおいて減損損失を1,590百万円、情報通信機器において減損損失を2,078百万円計上しています。なお、詳細は「損益計算書に関する注記 4. 減損損失」を参照ください。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当事業年度において、モジュール・システム事業の車載モジュール及び情報通信機器については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなったため、減損の兆候があると判断しました。当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローがその帳簿価額を下回っていることから、減損損失を認識しました。将来キャッシュ・フローの現在価値から回収可能価額を見積り、車載モジュールにおいて減損損失を1,590百万円、情報通信機器において減損損失を2,078百万円計上しました。

これらの事業における事業計画は、主に顧客・製品別にまとめた受注予測、予測されている限界利益率及び固定費を前提として策定しています。また、中国市場における当社主要顧客である日本・北米・欧州自動車メーカーの低迷に伴う製品販売数量への影響、部材高騰の長期化やインフレの継続といった事業環境下における目標とする原価改善の達成状況、米国の関税政策による影響についても考慮しています。

②主要な仮定

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」の1.固定資産の減損に記載した内容と同一です。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」の1.固定資産の減損に記載した内容と同一です。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）△1,212百万円を計上しています。なお、繰延税金負債と相殺前の金額は61百万円です。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 2.繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一です。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 236,754百万円
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれています。

2. 債務保証

以下の関係会社の決済サービス、出店契約及び関税について、債務保証を行っています。

保証先	金額	内容
アルプス・トラベル・サービス(株)	90百万円	ビューカードビジネスえきねっと決済サービス保証
(株)アルプスビジネスクリエーション	3百万円	出店契約における連帯保証
ALPS ELECTRIC CZECH, s.r.o.	－百万円	関税支払に対する保証
合計	93 //	

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	117,948百万円
長期金銭債権	458 //
短期金銭債務	88,455 //

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っています。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額を純資産の部の「土地再評価差額金」として計上しています。

- ・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号に定める固定資産税評価額に基づき算出しています。

- ・再評価を行った年月

2002年3月31日

- ・再評価を行った土地の期末における時価

△754百万円

と再評価後の帳簿価額との差額

5. 貸出コミットメントライン契約（借手側）

流動性を確保し、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関4社と貸出コミットメント契約を締結しています。

当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりです。

貸出コミットメントの総額	40,000百万円
借入実行残高	— //
差引額	40,000 //

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
(1) 売上高	305,246百万円
(2) 営業費用 (売上原価と販売費及び一般管理費の合計額)	406,802 //
(3) 営業取引以外の取引高	33,434 //

2. 関係会社株式売却益

当社は、「連結注記表 連結損益計算書に関する注記 1. 関係会社株式売却益」に記載のとおり関係会社である(株)アルプラス物流が実施する自己株式取得に応じてアルプラス物流株式の全てを70,721百万円で売却していますが、先んじて(株)アルプラス物流の議決権を100%保有することとなったLDEC(株)の株式（議決権比率20%）を30,702百万円で取得し、LDEC(株)を関係会社としています。

売却原価は株式売却直前の(株)アルプラス物流の株式簿価を譲渡部分と残存部分の時価の比率で按分し算出し、売却に伴う手数料等を控除した結果、これに伴い発生した関係会社株式売却益35,049百万円を特別利益に計上しています。

3. 事業譲渡益

当事業年度において、当社はパワーインダクター事業をDELTA ELECTRONICS INC. グループに譲渡しました。これに伴い発生した事業譲渡益6,541百万円を特別利益に計上しています。

本件詳細については、「連結注記表 その他の注記（企業結合等関係）」をご参照ください。

4. 減損損失

事業用資産については、管理会計上の区分を基準として、資産グルーピング単位を決定しています。処分予定資産及び遊休資産については、物件ごとに収支管理が可能であるため、個々に独立した単位としています。

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
福島県	事業用資産(情報通信機器)	工具、器具及び備品等	2,078
宮城県	事業用資産(車載モジュール等)	機械及び装置等	1,613
福島県	事業用資産(サウンド)	機械及び装置等	1,332
福島県	事業用資産(通信デバイス)	機械及び装置等	1,253
福島県	事業用資産(静電容量式タッチパネル)	建設仮勘定等	92
福島県他	処分予定資産	土地等	2,154
合計			8,524

事業用資産については、主にモジュール・システム事業及びセンサー・コミュニケーション事業に含まれる通信デバイスに係る事業用固定資産について、事業用固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（モジュール・システム事業5,023百万円、センサー・コミュニケーション事業1,253百万円）を減損損失として特別損失に計上しています。また、他の事業用資産についても、事業環境の悪化により、これらの資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（92百万円）を減損損失として特別損失に計上しています。これらの事業用資産の減少額の内訳は、機械及び装置 2,349百万円、工具、器具及び備品 1,698百万円、建設仮勘定 1,294百万円、ソフトウェア 899百万円、その他 128百万円です。

なお、事業用資産の回収可能価額は、使用価値を使用しており、使用価値算定に当たり割引率は7.58%を使用していますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスである場合は、回収可能価額を零と測定しています。

処分予定資産については、時価の下落など資産価値が下落しているものや今後の使用見込みがないものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（2,154百万円）を減損損失として特別損失に計上しています。その内訳は、土地 1,530百万円、建物 323百万円、建設仮勘定 195百万円、その他 104百万円です。

処分予定資産の回収可能価額は、売却予定のものは正味売却価額とし、それ以外は零として算定しています。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度 期末株式数 (千株)
自己株式 普通株式(注)	13,698	1	71	13,628

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取り1千株によるものです。

また、株式数の減少71千株は、譲渡制限付株式報酬としての処分45千株、ストック・オプションの権利行使25千株等によるものです。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	1,992百万円
未払費用	655 //
投資有価証券評価損	1,273 //
減価償却費超過額	8,771 //
土地等減損損失	1,735 //
関係会社株式評価損	2,224 //
退職給付引当金	1,465 //
棚卸資産評価損	2,209 //
繰越欠損金	31,762 //
貸倒引当金	139 //
製品保証引当金	1,567 //
投資簿価修正	9,148 //
その他	1,482 //
繰延税金資産小計	64,429 //
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△31,762 //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△32,604 //
評価性引当額小計	△64,367 //
繰延税金資産合計	61 //

(繰延税金負債)

前払年金費用	△51 //
有価証券評価差額金	△1,198 //
その他	△24 //
繰延税金負債合計	△1,274 //
繰延税金資産負債の純額	△1,212 //

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.4 %
評価性引当額増加	38.1 //
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△72.0 //
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1 //
外国子会社からの配当等の源泉税等	2.3 //
繰越欠損金の期限切れ	0.1 //
その他	△0.0 //
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.0 //

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.4%から31.3%に変更して計算しています。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が34百万円増加し、その他有価証券評価差額金が34百万円減少しています。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社との取引

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ALPS ALPINE NORTH AMERICA, INC.	所有直接 100%	—	部品、製品の販売	47,939	売掛金	13,348
	ALPS ALPINE EUROPE GmbH	所有直接 100%	—	製品の販売	130,577	売掛金	23,697
				資金の貸付	2,957	関係会社 短期貸付金	6,787
				資金の回収	5,151		
	ALPS ALPINE (CHINA) CO., LTD.	所有直接 100%	役員の兼任	製品の販売	46,527	売掛金	7,749
	ALPS ELECTRIC CZECH, s.r.o.	所有直接 100%	—	部品、製品の仕入	31,600	買掛金	6,496
関連会社	WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	所有直接 10.27%間接 89.73%	—	部品、製品の仕入	213,327	買掛金	30,608
	アルプラスファイナンスサービス(株)	所有直接 100%	—	資金の借入(注2)	6,653	短期借入金	6,500
関連会社	(株)アルプラス物流	所有間接 20%(注3)	—	(株)アルプラス物流株式の売却(注3) 純収入額 売却益	40,018 35,049	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上決定しています。
- (注2) 資金の借入はCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、取引金額については期中平均残高を記載しています。
- (注3) 当社は、2025年1月30日に(株)アルプラス物流の自己株式の取得に応じ、当社が保有する株式全てを70,721百万円で売却しました。ただし、ロジスティード(株)及び同社発行済株式の全てを所有するLDEC(株)との間で締結された取引基本契約に基づき、LDEC(株)の株式30,702百万円（議決権比率20%）を取得していますので、(株)アルプラス物流は今後も引き続き当社の持分法適用関連会社となります。なお、売却価額は独立した第三者による評価額を勘案して決定しています。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当 事者と の関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
役員	泉 英男	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接0.0%	—	金銭報酬債権 の現物出資に 伴う自己株式 の処分 (注)	16	—	—

(注) 謹渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

収益認識に関する注記

連結計算書類「連結注記表 収益認識に関する注記 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載した内容と同一です。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------------|---------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 937円39銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 211円35銭 |
| 3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 | 211円34銭 |

(注) 1. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

純資産の部の合計額（百万円）	192,783
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	5
（うち新株予約権（百万円））	(5)
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	192,777
1 株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	205,652

(注) 2. 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

1 株当たり当期純利益（百万円）	
当期純利益（百万円）	43,460
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る当期純利益（百万円）	43,460
普通株式の期中平均株式数（千株）	205,635
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	
当期純利益調整額（百万円）	—
普通株式増加数（千株）	8
（うち新株予約権（千株））	(8)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2025年4月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項、及び会社法第178条の規定に基づき自己株式消却に係る事項について決議しました。

詳細については、「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。